

質問書に対する回答

| 回答番号 | 質問事項 | 回答 |
|------|--|--|
| 1 | 業務仕様書P.4（清掃、保安警備、安全管理及び保守管理に関する業務） 現在の太平ビルサービス株式会社へ再委託されている業務内容及び業務委託料を開示ください。また(1)清掃に関すること及び(2)保安警備に関するもののうち、太平ビルサービス株式会社ではなく別途指定管理者から再委託が必要な業務があれば開示ください。 | 令和7年度（R7.5～R8.3まで）業務委託料は、463,000円（税抜き）です。この他に、必ず再委託が必要となる業務はございません。委託業務内容については下記のとおりです。 【清掃業務】※任意契約のものも含まれます。 ①カーペットクリーニング②玄関マット交換③窓ガラス清掃④換気口清掃⑤照明器具清掃⑥看板清掃 【保安警備】 ①カメラレンタル②機械警備システム③ワイヤレス非常押しボタンシステム |
| 2 | 業務仕様書P.4～P.7（清掃、保安警備、安全管理及び保守管理に関する業務） 各保守管理・点検業務について現在の業務委託先事業者とその業務内容があれば開示ください。 | 業務委託先事業者は、太平ビルサービス（株）様です。委託業務内容については下記のとおりです。 【清掃業務】※任意契約のものも含まれます。 ①カーペットクリーニング②玄関マット交換③窓ガラス清掃④換気口清掃⑤照明器具清掃⑥看板清掃 【保安警備】 ①カメラレンタル②機械警備システム③ワイヤレス非常押しボタンシステム |
| 3 | 募集要項P2.5 管理・運営業務内容（伝統工芸連携窓口の設置について） 「窓口では、博多旧市街エリアをはじめとした工芸関連小売店舗への送客を推進」とありますが具体的なイメージをご教示ください。 | 現在のはかた伝統工芸館では、面積的に十分な販売スペースを設けることができないため、専門的な商品をお買い求めのお客様などについては周辺小売店舗をご紹介いただき、工芸品業界の振興を図っていただくものです。あくまで「周辺店舗を紹介する」のみで、お客様をツアーのようにご案内するということではありません。 |
| 4 | 募集要項P3.6（管理・運営経費について） （4）施設で行う販売・事業収入について 「事業収入」の具体的な定義についてご教示ください。 | 販売事業以外で得られる収入のことを指します。 |
| 5 | 募集要項P3.6（管理・運営経費について） （4）施設で行う販売・事業収入について はかた伝統工芸館内で行われる期間限定の企画などで得られる販売収入について販売手数料を得ることは可能でしょうか。 | 企画展示スペースにおいて、利用者が工芸館へ販売委託する場合は、委託販売手数料を徴収しても構いません。なお、常設販売スペースにおける販売については、販売手数料を徴収しないようにしてください。 |
| 6 | 業務仕様書P8 （3）本市の伝統工芸品などの販売・周辺の販売店の紹介業務 「工芸館施設内における販売手数料については、徴収しないこと」 体験教室のようなイベント参加費は徴収してもよろしいでしょうか。 | 館内の工芸体験スペースにおける体験について、参加費（材料費実費相当額）は徴収して良いですが、手数料を徴収しないこととしてください。出張工芸体験など館外での体験の場合、参加費に加え手数料を徴収しても構いません。いずれにしても、実施前に必ず市に申請し、参加費の金額について承諾を得てください。 |
| 7 | 業務仕様書P8 （5）観光・企業との連携窓口の設置 「観光との連携」とありますが工芸品以外にも、はかた伝統工芸館で博多に関する商品（食品※日持ちする物、グッズ、ポストカードなど）の販売は可能でしょうか。 | はかた伝統工芸館の設置目的から逸脱するため、左記のような工芸品以外の商品は、原則販売不可といたします。ただし、伝統工芸に関連する商品の販売については、適宜市と事前協議を行い販売可否を決定いたします。 |
| 8 | 福岡市様から受託者に対して、指定管理料が支払われ、その資金の中で施設管理・運営を行っていく事業と認識しましたが、よろしいでしょうか。 | ご推察のとおりです。ただし、自主事業については、指定管理料とは別の予算で行っていただくものであり、指定管理者独自の財源をもって実施していただく必要があります。 |
| 9 | 現在は、何名体制で運営されているのでしょうか。 | 館内スタッフは7名で、そのうち最低2名常駐することとしています。 |
| 10 | 入館者数について、前年度1年分の入館者数データをいただくことは可能でしょうか。（月別であれば望ましい。） | 別紙1のとおりです。 |
| 11 | 指定管理対象施設のうち、賃貸スペースの周辺・備品・什器等のうち、どこまでが指定管理の対象範囲となるかを整理してご教示ください。 | 一階フロアのうち、ドア内の空間が賃貸スペースであり、エレベーター前のフロアや工芸館玄関前の敷地については共用部となります。なお、共用部を使用する場合は、事前にビルオーナー様への許可が必要となります。市所有の備品については別紙2のとおりです。 |
| 12 | 過去の来館者数・イベント開催数・利用状況、運営状況・事業報告、等の実績データを提供いただくことは可能でしょうか。 | 事業報告書をデータで共有することは致しかねます。地域産業支援課にお越しいただければ、事業報告書は閲覧していただけますが、現在の指定管理者のノウハウに直結する部分については非公開とさせていただきます。 |
| 13 | 必須業務と提案自由領域の区分 業務内容に記載された事項のうち、提案において変更・創意工夫が許容される「提案自由領域」と、必ず実施が求められる「必須業務」の区分をご教示ください。 | 業務仕様書内の「第2施設の運営管理に関する業務」から「第5 その他の業務」については、必ず実施が必要ですが、工芸品の展示方法や体験イベント等の実施、広報活動など事業の実施手法については、ご提案いただく事業者様の創意工夫をお願いいたします。特に、今回の指定管理業務において、伝統工芸業界全体の振興につながる事業（伝統工芸連携窓口の設置等）については、ぜひ民間事業者様独自のノウハウを活かしたご提案をいただきたいです。 なお、清掃保安警備に関しては、ビルオーナー指定の管理会社（太平ビルサービス（株））に実施していただいております。他の事業者へ委託することはできません。 |
| 14 | 既存職員の雇用継続について 現在勤務している職員の雇用継続に関する配慮要請や、優先雇用等の条件があるか否かご教示ください。 | 特にそのような条件はありません。 |
| 15 | 什器・備品の一覧および更新負担について 業務に使用する什器・備品の一覧と、それらの所有者、更新・修繕に関する費用負担の区分をご教示ください。 | 市の所有備品は別紙2のとおりです。備品の修繕の費用負担については、施設に大きな影響を及ぼさない程度の軽微な修繕であれば、指定管理料に含まれる修繕費にて指定管理者が行ってください。なお、軽微かどうかの判断は、適宜市と指定管理者で協議します。 |
| 16 | 指定管理料とは別に発生する自主事業収益や利用料収入等について、それらはすべては市の収益という取扱という認識で問題ないでしょうか。また、収支計算上の位置づけをご教示ください。 | 企画展示スペースの利用料については市の収入となり、自主事業実施に伴う収益は、指定管理者の収入となります。また、館内の工芸体験スペースにおける体験について、徴収した参加費は手数料を徴収せず、講師作家さんへお支払いください。アウトリーチのように、出張工芸体験を実施される場合などについては、イベント参加費に加え手数料を徴収しても構いません。 |
| 17 | 自主的な収益事業（物販・イベント開催など）を提案・実施した場合の収益に関してはどのような取扱いになりますか（市の収益？）、またその場合の制約があるかご教示ください。 | そもそも自主事業とは、基本協定書締結後に、指定管理者の責任において自主的に企画展実施する事業のことで、サービスの向上に寄与するものであると市が判断し実施を認める事業のことを言います。自主事業実施にあたる予算については、指定管理料とは別の予算（指定管理者負担）で行う必要がありますが、当該事業で生じた収益については指定管理者の収入となります。 |
| 18 | 人員配置数・資格条件の必須性 業務に従事する職員の人員配置数や資格保有等に関して、必須要件や推奨条件がある場合は明示いただけますか。 | 業務仕様書P3～4（組織体制について）にあるように、工芸館には統括責任者となる職員を1名配置してください。そのうえで、施設の管理運営に支障がないよう常駐職員として常に2人以上（統括責任者となるものを含む正職員は常に1名以上）配置して下さい。 なお、資格要件等はありませんが、外国語に対応できる人材については1人以上配置するように努めてください。 |
| 19 | 研修に関する基準や実施義務 指定管理者が実施すべき職員研修（接遇・防災・安全等）に関する基準や頻度、報告義務があるかご教示ください。 | 職員研修に関する基準や頻度などについての定めは特段ありません。 現在、本市市民局が実施する人権研修（任意受講）は毎年積極的に参加していただいております。防災について、ビルが実施する全館防災訓練等に必ず参加をしてください。 なお、窓口をはじめ工芸館に従事するスタッフは、市が実施する伝統産業に関する研修を受講し、伝統工芸に関する専門的な知識をもとに業務にあたっていただきます。 |
| 20 | KPIや成果指標の設定について 本事業において評価の対象となるKPIや成果指標など、数値目標が設定されている場合はその内容をご教示ください。 | 主なKPIは年間来館者数です。ただし、令和7年度については、移転したこともあり目標値を設定していません。なお、令和6年度は125,000人と設定しています。 |
| 21 | 選定後の引継ぎスケジュール 指定管理者の決定後から管理開始までの間の引継ぎ内容およびスケジュールについてご教示ください。 | 市からの選定結果通知以降に、市と旧指定管理者の間で引き継ぎ事項（今後のスケジュールや費用負担、現状回復等について）の確認をいたします。その後、11月頃に候補者との間で仮協定を締結、12月下旬以降の指定結果の通知後、市・旧指定管理者・新指定管理者の三者で引き継ぎ、基本協定書の締結、3月に実施協定書を締結することとしています。 |
| 22 | 「清掃・保安警備については、ビル管理会社（太平ビルサービス株式会社）への再委託」と記載されております。現在、再委託をしている業務委託範囲とその年間の概算費用を共有いただけますか。 | 【清掃業務】※任意契約のものも含まれます。 ①カーペットクリーニング②玄関マット交換③窓ガラス清掃④換気口清掃⑤照明器具清掃⑥看板清掃 【保安警備】 ①カメラレンタル②機械警備システム③ワイヤレス非常押しボタンシステム 令和7年度（R7.5～R8.3まで）業務委託料は、463,000円（税抜き）です。 |

質問書に対する回答

| 回答番号 | 質問事項 | 回答 |
|------|--|---|
| 23 | はかた伝統工芸館の指定管理業務に係る過去の収支実績（2024年度・2023年度）と、現在のビルに移転となっている2025年度（4月～現在まで）の収支実績（光熱水費）の共有をお願いいたします。 収支実績を共有いただける際、支出分類だけではなく、そこに含まれる詳細項目を併せてご教示ください。 （例：広報費 ①WEBサイト構築 ○〇円、②SNS運用 ○〇円） | 収支実績をデータで共有することは致しかねます。地域産業支援課にお越しいただければ、収支報告書は閲覧していただけますが、収支の詳細については現在の指定管理者のノウハウに直結する部分になりますので非公開とさせていただきます。 水道光熱費の実績については別紙のとおりです。 |
| 24 | 指定管理料の入金用として専用口座を開設することは可能ですが、支出部分については、本社一括での支払いとなる為、専用口座での管理は難しい状況となります。現状、他の指定管理の施設では、指定管理料入金口座を開設し、入金後に専用口座から本社口座へ振り込みをしている状況でございます。その為、入金は分かるが支出部分については、口座だけでは確認できず、総勘定元帳等で透明性をご確認いただいております。同じ様な管理で問題無いでしょうか。 | 同様の取り扱いで問題ありません。 |
| 25 | 「法人税、消費税、地方消費税、及び市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書」の提出となります。市税に関しては「福岡市」での『滞なし証明書』の理解が正しいか？ それとも、本社のある東京都税の納税証明書で良いでしょうか。 | 本社が所在される東京都税の納税証明書のご提出をお願いいたします。 |
| 26 | 応募書類の中に、【人員表】の記載がありますが、こちらは公募に参加企業全体の人員を所定の分類（常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数）で表記した資料のことであり、この人数が分かれば、書式は任意の形式という理解でよろしいでしょうか？ | ご推察のとおりです。 |
| 27 | 現在の施設においての『備品一覧』の共有をお願いします。また現指定管理者の所有物で、管理者が変わる場合に施設からなくなるものがあれば併せて共有ください。 | 市が所有する備品一覧は別紙2のとおりです。このほかの備品は、現指定管理者の所有物であるため、指定管理者が変更された場合は、撤去されるものになります。 |
| 28 | イベント等を企画・実施する際、屋外敷地内の利用することは可能でしょうか。可能な場合はの規定（やっていいこと、やったらダメなこと）をご教示ください。 | 共用部の利用及び内容の可否については、ビルオーナー様の判断に委ねられますので、市として判断は致しかねます。利用されたい場合は、市へご相談いただいたうえでオーナー様へ確認する流れになります。 |
| 29 | 施設内の図面（寸法含む）を共有、およびテナント内の標準設備を公開していただけますか。 | 別紙3のとおりです。 |
| 30 | 現在の施設運営について、どのような体制・人数で行っているのでしょうか。 | 館内スタッフは7名で、そのうち最低2名常駐することとしています。 |
| 31 | 指定管理料については、令和8年度の上限額をお示し頂いておりますが、5年間の各年度の上限額との認識でよいでしょうか。 | あくまで令和8年度における上限額であり、人件費等の上下などに応じて、次年度以降の金額は変更する可能性があります。 |
| 32 | 福岡市の「全国市長会市民総合賠償補償保険」の補償内容をご共有いただけますか。また「自主事業と常設展示品への同等の補償」を具体的に記載されておりますが、現状も同等の保険への加入がされているものでしょうか。 | 本市における保険加入内容は、別紙4のとおりです。 現在、常設展示品に関しては「全国市長会市民総合賠償補償保険」とは別に独自で動産保険に加入していただいております。常設展示品については、工芸作家さんのご厚意により無償で借用しているものであり、伝統工芸品という商品の特性上「全国市長会市民総合賠償補償保険」ではカバーしきれない場合に備えて動産保険に加入していただいております。 |
| 33 | 清掃と保安警備については、ビル管理会社（太平ビルサービス株式会社）と受託後に再委託契約を締結するという理解でよいでしょうか。関連するところで、『業務仕様書』のP4～P6 の2 清掃、保安警備、安全管理及び保守管理に関する業務(1)清掃に関すること(2)保安警備に関することの部分は、その再委託先の「ビル管理会社（太平ビルサービス株式会社）」が行うという理解でよろしいでしょうか。 | ご推察のとおりです。 |
| 34 | 『指定管理者募集要項P6 ③提案書各10部 a 指定管理業務の事業計画書（様式5）』についてページ数の指定はありますか。またA4 縦書きで提出でよろしいでしょうか。 | ページ数の指定はありません。横書きで記載をお願いいたします。 |
| 35 | 答えられる範囲で構いませんが、これまでの広報活動で行った事項とその費用をご教示ください。また、これまでのHP 等での行った広報活動において、継続して行った方が望ましいモノも費用とともにご教示ください。 | 現在、広報手段としてHP、Facebook、Instagramを運用していただいております。なお、運用に係る費用については、現指定管理者のノウハウに直結するところになるため公開いたしかねますが、上記の広報媒体は最低限継続してきていただきたいと考えております。 |
| 36 | どのような建築物・設備に関して点検等を行うのかご教示ください。 関連し定期点検等のこれまでの再委託先と金額をご教示ください。 | 点検については、管理会社である太平ビルサービス（株）様が一括で実施していただいております。消防点検、空調点検等については、オーナー様のご負担です。そのほか必要な点検については、業務委託費用に含まれています。 |
| 37 | 電気料金、上下水道料金、電話代、通信費、NHK受信料などの支払い及びビル管理会社等との調整を行うこと。』について具体的に発生する費用金額をご教示ください。 | 電気・水道料金については、別紙5のとおりです。 なお、電話料金、通信費、NHK受信料等については金額を把握しておりません。 |
| 38 | 博多織、博多人形、博多独楽、博多鉢、博多張子、博多曲物、マルチグラス、博多おきあげ、今宿人形を常設展示する。それぞれの展示物については、指定管理者の責任においてそれぞれの所有者から借用するものとする。』について借用にあたって費用は発生するのでしょうか。発生しているのであれば金額ご教示ください | 常設展示品については、作家さんのご厚意で無償借用させていただいております。そのため、作品に損害が出た場合に備えて別途、動産保険に加入していただいております。 |
| 39 | HP に関しての保守や管理、その他SNS 広報は再委託しても良いでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 40 | 現在の体験講座等は、博多織工業組合、博多人形商工業協同組合、博多人形小売商組合、博多伝統職の会等の関係団体等に依頼しているものでしょうか。講師料も支払っているのでしょうか。また、これまでの実施実績があればご教示ください。 | 基本的には、左記関係団体（博多人形小売商組合を除く）に依頼し、推薦された作家さんにご協力いただいております。作家さん個人へ講師料をお支払いしております。現在、毎月第1・第2・第3日曜日に工芸品体験事業を実施されていますが、実績詳細については事業報告書の中で閲覧いただけますので、地域産業支援課までお越しいただくようお願いいたします。 |